

令和８年第２回横浜市墓地等指定管理者選定評価委員会 議事録	
日 時	令和８年６月５日（金）１３時３０分～１５時００分
開催場所	横浜市政府１８階 みなと５会議室
出席者 (五十音順)	市川委員、川端委員（委員長職務代理）、小谷委員（委員長）、関口委員、福地委員、事務局（５名）
欠席者	池邊委員、吉川委員
開催形態	一部非公開（傍聴者２人）
議 題	１ 会議の開催等について ２ 選定スケジュールについて ３ 公募要項、業務基準、申請書類等について ４ 選定評価基準について
決定事項	１ 議事の公開等については、第２回は議事２以降、第３回は全てを非公開。 ２ 選定スケジュールについては、【資料６】のとおり。 ３ 公募要項、選定評価基準等については、【資料７～８】のとおり。
議 事	１ 会議の公開等について【資料５】 （事務局）会議の公開等について、資料５に基づき説明。 （委員長）会議は原則「公開」とし、公正かつ円滑な議事運営が著しく阻害されると認められる場合には、委員会の決定で非公開とする。第２回委員会は公表前の公募要項等についての議事があるため、議事２選定スケジュール以降については「非公開」で行うこととし、次の第３回委員会は、応募者の個別の評価や採点の内容を含むため、公平性の観点から、全て「非公開」で行うこととしてはどうか。 なお、議事録は公開されるため、委員会自体の透明性は十分確保できると考えるが、いかがか。 （各委員）異議なし （委員長）第２回委員会は議事２選定スケジュール以降を「非公開」とし、第３回委員会は全て「非公開」とすることが承認された。 ２ 選定スケジュールについて【資料６】 （事務局）選定スケジュールについて、資料６に基づき説明。 （委員長）選定スケジュールについて、いかがか。 （各委員）異議なし。 （委員長）選定スケジュールについては、案のとおり承認された。 ３ 公募要項、業務基準、申請書類等について【資料７】 ４ 選定評価基準について【資料８】 （事務局）公募要項、業務基準、申請書類について及び選定評価基準について、資料７及び資料８に基づき説明。 （委員長）資料７及び資料８について、意見等をお願いしたい。 （関口委員）資料７の「業務基準書」について、大きな見直し事項はあるか。 （事務局）供用開始から約２０年を経過しており、植栽管理や設備メンテナンスの項目を追加す

るなどの必要な見直しを行ったが、基本的な業務基準は維持して作成している。

(関口委員) 資料8「評価基準書」における公営墓地の指定管理者としての管理実績を評価する項目の考え方について伺いたい。新たに参画を希望する事業者について、公営墓地等で実績がなくても民営墓地等での実績があった場合、それは評価対象とならないのか。公営墓地等での実績を重視しすぎると、新規事業者の参入障害となるのではないかと懸念している。

(事務局) 市民が利用する市営墓地の性質を踏まえ、これまで公営墓地において墓理法に基づく使用許可等の事務手続や墓地台帳の管理など、行政手続に関する実務経験を有する事業者については、有利に評価すべきものと考えている。一方で、参入障壁となるのではないかとのご懸念については、本項目は参入要件として設けているものではなく、複数の応募事業者の中から適切な管理能力を有する事業者を選定する段階において評価するものである。そのため、特に、公営墓地等の管理実績を有する事業者については、その経験やノウハウを考慮して評価加点を行う仕組みとしている。

(関口委員) 共同事業体の場合、すべての構成員に実績が求められるのか。それとも、構成員のうち一者に実績があれば評価の対象となるのか。

(事務局) 構成員のうち一者に実績があれば評価の対象となる。

(市川委員) 市内中小企業等の評価項目について、市内中小企業が市外事業者と共同事業体を構成した場合でも、評価の対象となるのか。

(事務局) 共同事業体の場合は、代表団体が市内中小企業等である場合に評価対象となる。

(関口委員) 施設の安全対策は重要であると考えため、安全管理や安全確保に関する取組をしっかりと位置付けるべき。

(委員長) 近年、東京の公園等において倒木事故が報告されているが、業務基準書等における植栽の安全管理はどのように位置づけているのか。

(事務局) 維持管理水準書(3)において、植栽管理について定めており、特に倒木事故のリスクが懸念される高木の剪定については、「枯枝、病虫害枝や過密過長枝の安全管理上必要な剪定を行う」こととしている。なお、従前は「過密過長枝の剪定」は仕様を含めていなかったが、供用開始から20年が経過していることを踏まえ、今回新たに追加した事項である。

(川端委員) 剪定による対応に加えて、その後の植栽の育成や管理を含めたあり方についても考えておくべき。

(市川委員) 安全面に関して、過去に芝生火災の事例があったが、再発防止に向けてどのような具体的な対策を講じるのかは、地元として関心が高い。火気使用を禁止しているものの、線香を持参する利用者も見受けられると聞いているため、こうした点についても適切な管理や注意喚起をお願いしたい。

(関口委員) メモリアルグリーンについては、運転免許証を返上した高齢者等にとって、交通アクセス面に課題があると考え。特に公共交通機関の利用だけでは来園が難しいケースも想定されることから、送迎バスの増便など、交通アクセスの向上に向けた取組を強化する考えはないのか。

(事務局) 市から示している管理基準書等においては、墓参者向け送迎バスの運行を義務付けるような仕組みとはしていない。一方で、こうした利用者ニーズへの対応は重要であると認識しており、送迎バスの運行については、民間のノウハウを活かして、自主事業として事業者からの積極的な提案を期待しているところである。

(福地委員) 設備更新の必要性に関する提案や情報提供について、指定管理者から市に適切に報告される仕組みとなっているのか。

(事務局) 業務基準書における施設の維持管理業務において、「指定管理者は、施設の機能を維持するとともに、利用者が快適かつ安心して利用できるよう、良好な環境の提供に努め、不具合等を発見した場合には、速やかに市に報告するとともに、適切な処置を行うこと」と定めている。これに基づき、日常の管理運営の中での報告に加え、定期的な協議の場における情報提供や聴き取りを行う仕組みとしている。

(委員長) 資料8の評価基準書における配点のバランスについて確認したい。評価項目3「施設の運営」における(6)「環境への配慮」が5点になっている一方、7「加点項目」の(2)②「ワークライフバランス及び男女共同参画の推進」が3点であることから、同様に3点でもよいのではないかと考える。

また、4「施設の維持管理」において、(3)「建築物、工作物の適正管理」が5点であるのに対し、(2)「植栽等の適正管理」が10点となっているが、バランスを整理する必要があるのではないかと考える。(2)を5点に見直すのであれば、3(1)「施設運営の基本方針」が5点であることも踏まえ、4(1)「施設管理の基本事項」も5点とする考え方もあり得る。一方で、4(1)が10点であるならば、4(3)も同様に10点にするなど、全体の整合性を検討する必要がある。

さらに、6(1)「公営墓地の管理実績」については、関口委員の指摘にもあったとおり、公営・民営を問わず墓理法は適用を受ける中で各種手続は一定程度共通していると考えられる。そのため、横浜市としてどのような実績や能力を有する事業者が指定管理者として適切であるのか、改めて方向性を確認したい。

(事務局) 民間墓地の管理実績を評価対象とするかについては、市民が利用する市営墓地の性質を踏まえ、検討する必要があると考えている。そのうえで、これまで公営墓地において、墓理法に基づく使用許可等の事務手続や墓地台帳の管理など、行政手続に関する実務経験を有する事業者については、有利に評価すべきものと考えている。なお、評価項目は要件としているものではなく事業者の経験やノウハウに応じて評価・加算を行う仕組みとしている。

(委員長) それでは、墓地に限らず指定管理者として公営施設の管理実績を評価対象とする考え方についてはどうか。

(事務局) 墓理法に基づく墓地管理者としての経験やノウハウ、墓地の使用許可等手続や墓地台帳の管理実績は重要であるため、引き続き重視して評価に反映させていきたいと考えている。

(委員長) 先述のとおり、配点バランスについては再検討が必要である。

5「管理経費」において、(1)「適正な収支計画」と(2)「コスト削減策」が5点となっているが、重要度を踏まえると、(1)は10点とし、(2)は5点とするなど、重点を置く評価項目については配点を高めるべきではないかと考える。

(事務局) ご意見を踏まえ、配点バランスについて見直しを行いたい。

(福地委員) 公募であることを踏まえると、複数の事業者から応募があり、競争の中で指定管理者が選定されることが望ましいという視点も重要であると考えます。そのため、応募団体が複数となるよう、事務局から事業者に対して働きかけを行うことはないのか。

(事務局) 特定の事業者に対して個別に公募の案内を行うことはなく、公平性の観点からも、

	公募についてはホームページで公開することとしている。これまでの公募では複数事業者からの応募があり、指定管理者の選定が行われてきた。今回についても、事務局としても、複数の事業者からの応募が得られるよう、適切な情報発信に努めていきたい。 (委員長) 本日の議論を踏まえた今後の対応について確認したい。 (事務局) 本日の議論を踏まえ、事務局において配点の見直し案を作成し、改めて書面により委員の承認を得る手続きを行いたい。 (委員長) それでは、事務局において配点見直し案を作成し、出席委員に確認いただいた上で、最終的な承認については委員長である私に一任いただくということによろしいか。 (各委員) 異議なし (委員長) それでは、提案のとおり承認された。 5 その他 (委員長) 以上で本日の議事は終了したが、委員からその他意見等はあるか。 (各委員) 意見なし。 (委員長) 事務局からはあるか。 (事務局) 次回第3回委員会の開催について案内 (委員長) それでは、これをもって本日の議事を終了する。
資 料	・資料1 メモリアルグリーン事業概要について ・資料2 横浜市墓地等指定管理者の候補者の選定等に関する要綱 ・資料3 横浜市墓地等指定管理者選定評価委員会運営要綱 ・資料4 横浜市墓地及び納骨堂に関する条例及び施行規則（抜粋） ・資料5 会議の公開等について（案） ・資料6 メモリアルグリーン第5期指定管理者選定スケジュール（案） ・資料7 メモリアルグリーン第5期指定管理者公募要項（案） ・資料7ー1 公募要項別添 「指定管理者制度における実務手引き」 ・資料7ー2 メモリアルグリーン指定管理者業務基準書 ・資料7ー3 メモリアルグリーン各種申請の受付、審査業務フロー ・資料7ー4 メモリアルグリーン施設概要書 ・資料7ー5 メモリアルグリーン維持管理水準書 ・資料7ー6 メモリアルグリーン指定管理者の応募関係書類 ・資料8 メモリアルグリーン第5期指定管理者選定評価基準書

公募要項等の見直しについて

横浜市墓地等指定管理者選定評価委員会（令和8年6月5日）において、「資料の修正案を事務局で作成し、詳細文言の決定は委員長に一任する」として承認された事項について、以下のとおり、公募要項等の会議資料を見直します。

この資料は、横浜市ホームページに公開します。

【資料7】メモリアルグリーン 第5期指定管理者公募要項（案）

1. 評価基準項目の満点等を見直します。

2. の見直しに伴い、評価基準項目の満点「115点」を「123点」に、最低基準点「69点」を「74点」に見直します。

【資料8】メモリアルグリーン 第5期指定管理者選定評価基準書(案)

2. 評価基準項目の配点を見直します。

次のとおり、評価基準項目の配点を見直します。

	当初案	見直し後
評価項目	配点	
3 施設の運営 (6) 環境への配慮、市内企業優先発注など、本市の重要施策を踏まえた取組	5	3
4 施設の維持管理 (1) 施設管理の基本事項 (3) 建築物、工作物の適正管理 (4) 施設の安全対策	10 5 5	5 10 10
5 管理経費 (1) 適正な収支計画	5	10
小計（評価項目1～6）	115	123
合計（評価項目1～7）	125	133